

公売公告第 2 号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和6年4月23日

広島国税局長

記

公売の 日時	買受申込 期間	令和6年5月20日 13時00分から 令和6年5月22日 13時00分まで
公売の場所	KSI官公庁オークション(https://kankocho.jp/)	
公売の方法	インターネット公売による期間競り売り	
最高価申込者決定の日	令和6年5月24日	10時00分
最高価申込者決定の場所	広島国税局	
売却決定の日時	令和6年5月24日	11時00分
売却決定の場所	広島国税局	
買受代金の納付期限	令和6年6月4日	14時00分
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を広島国税局徴収部特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、広島国税局徴収部特別整理第一部門にあります。	
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。	
その他公売条件等	公売公告別紙1のとおり	
公売財産の表示	「物件情報PDF」のとおり	
公売保証金		
見積価額		

その他公売条件等

公売保証金の提供方法	クレジットカード（証明書類を国税局長に提出する納付保証の方法） 国税関係インターネット公売ガイドラインへの同意によって、納付保証委託契約が締結されます（官公庁オークションサイト記載の納付保証委託契約に関する契約内容を必ずお読みください。）。
公売参加申込期間	令和6年4月24日13時00分から令和6年5月8日17時00分 ※ 紀尾井町戦略研究所株式会社が指定する方法により行います。
公売保証金の納付期限	令和6年5月16日14時00分
インターネット公売の参加制限を受ける者	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納者 ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。 2 国税徴収法第108条第1項の規定により国税局長又は税務署長から公売の参加を制限されている者（過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかったことがある者など） 3 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員及び官公庁オークションサイトの競り売り人として選任した官公庁オークションサイトの運営業者 4 国税関係インターネット公売ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社のKSI 官公庁オークションに関連する規約の内容を承諾せず、順守できない者 5 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない者 6 制限行為能力者 ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。 7 公売の手続に関する日本語を理解することができない者 ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合は除きます。 8 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者 ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。
公売参加に当たっての提出書類等	<p>公売参加申込みを行った方は、公売参加に当たっての必要な書類を、広島国税局徴収部特別整理第一部門に提出しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提出期限 令和6年5月16日 17時00分 2 必要書類（本人確認書類等） <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人である買受申込者がインターネット公売の手続を行う場合 提出する書類はありません。 (2) 法人である買受申込者が法人代表者にインターネット公売の手続をさせる場合 買受申込者である法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類 (3) 買受申込者が代理人にインターネット公売の手続をさせる場合（上記口は含まれない） 委任状 委任状は、買受申込者から提出する必要があります。
一般的留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。 2 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 買受人は、売却決定後、買受代金を全額納付した時に公売財産を取得します。 4 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。 5 公売財産の引渡しに伴う費用（運送代金等）は買受人の負担となります。 6 公売を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。
問合せ先	広島国税局徴収部特別整理第一部門（082）-578-5955（内線3816） ※ダイヤルイン専用番号